

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「私たちは、お客様と共に創る物流技術を通じて、グローバル社会の未来づくりに貢献します」という企業理念を踏まえ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、コーポレートガバナンスを実現いたします。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・方針及びその枠組みについては、当社「コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、当社ホームページにおいて開示しております。

(<http://www.logisnext.com/investor/governance/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2(4) 議決権の電子行使を可能とするための環境作り

当社は、現在、議決権電子行使プラットフォームを利用していませんが、機関投資家や海外投資家の比率等を考慮し、引き続き検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社コーポレートガバナンス原則の3.3 株式等の政策保有に関する方針 をご参照下さい。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社コーポレートガバナンス原則の3.4 関連当事者間取引の監視 をご参照ください。

【原則3-1(1)】会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社コーポレートガバナンス原則の2. 企業理念及び経営方針 をご参照ください。

【原則3-1(2)】本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社コーポレートガバナンス原則の1.1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、及び1.2 コーポレートガバナンスに関する基本方針 をご参照ください。

【原則3-1(3)】取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社コーポレートガバナンス原則の6.1(6)指名・報酬諮問委員会、6.1(10)取締役(社外取締役を除く)の報酬を決定するに当たっての方針と手続、及び6.3(6)執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続 をご参照ください。

【原則3-1(4)】取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社コーポレートガバナンス原則の6.1(5)取締役・社外取締役の資質、6.1(6)指名・報酬諮問委員会、6.1(7)取締役候補者の指名手続、6.1(8)社外役員の独立性の基準・社外取締役候補者の指名手続、6.2(3)監査役・社外監査役の資質、6.2(4)監査役・社外監査役候補者の指名手続、6.3(3)執行役員の資質、及び6.3(5)執行役員の選任手続 をご参照ください。

【原則3-1(5)】取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の個別の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-1(1)】取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要の開示

当社コーポレートガバナンス原則の6.1(1)取締役会の主な役割・責務、及び6.4(1)経営会議の主な役割 をご参照ください。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社コーポレートガバナンス原則の6.1(5)取締役・社外取締役の資質、6.1(8)社外役員の独立性の基準・社外取締役候補者の指名手続、及び別紙3 をご参照ください。

【補充原則4-11(1)】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社コーポレートガバナンス原則の6.1(2)取締役会の構成、6.1(5)取締役・社外取締役の資質、6.1(7)取締役候補者の指名手続、及び6.1(8)社外役員の独立性の基準・社外取締役候補者の指名手続 をご参照ください。

【補充原則4-11(2)】取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役・監査役が当社の取締役・監査役業務に必要な時間・労力を振り向けることができるよう、取締役及び監査役候補者の選定に際しては、当該候補者の上場会社の役員の兼任状況を確認した上で指名しております。なお、当社の取締役及び監査役の兼任状況は株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-11(3)】取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要の開示

1) 評価の方法

2017年度は、取締役会の実効性評価の第2回目として、2017年度の取組みに対する進捗評価及び現状の課題について、取締役及び監査役に対してアンケートを実施し、その結果に基づき取締役会で議論しました。

2) 評価結果の概要

2017年度については、期中に経営統合があり、取締役会のあり方についてじっくりと取組むには、必ずしも最適とは言えない環境下にありましたが、任意の指名・報酬諮問委員会を設置するなど当社のガバナンス改革において一定の前進がありました。2018年度においては、事業戦略に関する議論の更なる充実、社外役員に対する情報提供の強化、事前準備時間の確保等の課題の改善を更に進め、実効性の向上に向けて取組んでまいります。

【補充原則4-14(2)】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社コーポレートガバナンス原則の6.6取締役及び監査役の研修等の方針をご参照ください。

【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社コーポレートガバナンス原則の5.2株主との建設的な対話に関する方針をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス株式会社	39,033,437	50.94
株式会社GSユアサ	4,701,000	6.13
明治安田生命保険相互会社	2,765,500	3.60
東京海上日動火災保険株式会社	1,853,000	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,644,100	2.14
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY	1,380,300	1.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付・島津製作所口)	1,369,000	1.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,363,000	1.77
株式会社京都銀行	1,301,000	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,260,900	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス株式会社(直接保有・未上場会社)及び三菱重工業株式会社(間接保有・上場会社)(上場:東京、名古屋、札幌、福岡)(コード)7011

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

三菱重工業株式会社との取引に関しましては、その取引条件等は、他の取引先との取引における契約条件や市場価格を参考に他の一般取引と同様に合理的に決定しております。

また、取引の実施に当たっては、他の取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。これらのことから、三菱重工業株式会社の影響力により、少数株主の利害を害することはないものと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
加藤孝幸	他の会社の出身者													
大河内健	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤孝幸		加藤孝幸氏が現在代表取締役社長を務める島津エス・ディー株式会社の親会社である株式会社島津製作所は、当社の株主であり、また、当社は株式会社島津製作所から原材料・製品購入等の取引を行っています。	加藤孝幸氏は、株式会社島津製作所において常務取締役、専務取締役等を歴任されており、また、島津エス・ディー株式会社において代表取締役社長に就任されており、それらの豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。なお、当社は、社外取締役の独立性について金融商品取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし合わせ、同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、同氏を独立役員として指定しております。

大河内健		大河内健氏は、Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.において副社長を、また、三菱商事株式会社においてレンタル建機事業ユニットマネージャー等を歴任されており、それらの豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。なお、当社は、社外取締役の独立性について金融商品取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし合わせ、同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、同氏を独立役員として指定しております。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、内部統制室が主管する内部統制会議(毎月1回開催)に出席し内部統制、内部監査に関する情報の共有化と連携を図っております。また、社外監査役を含む全監査役と内部統制室との会合を月1回定例開催し、月次の内部監査報告と情報交換を行っているほか、必要に応じて監査役が適宜内部統制室と情報・意見交換できる状況にあります。

監査役は、原則として四半期に1回、会計監査人との定例会議を開催し、会計監査、財務報告に係る内部統制監査に関する情報・意見交換を行っております。

また、これらの監査と内部統制室の関係においては、前述の内部統制会議に常勤監査役、コンプライアンスとリスク管理所管の総務部が出席するとともに、子会社を管理する部門も出席し、監査情報の伝達や意見交換、是正対応についての協議を行っております。

監査役及び内部統制室は、会計監査人との定例会議や都度協議のなかで得られた会計監査情報について、財務部や総務部、人事部等、それぞれ当該内部統制を所管する担当部門に、必要に応じて情報伝達し、内部統制活動に反映されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
倉垣雅英	他の会社の出身者													
福岡靖之	他の会社の出身者													
斉藤卓美	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉垣雅英		倉垣雅英氏が現在取締役を務める株式会社GSユアサは当社の株主であり、また、当社は株式会社GSユアサとの間で、部品購入等の取引を行っております。	倉垣雅英氏は、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション及びその子会社である株式会社GSユアサの取締役に就任されており、それらの豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。
福岡靖之		福岡靖之氏が現在常勤監査役を務める大日本塗料株式会社は当社の株主であり、また、当社は大日本塗料株式会社との間で、部品購入等の取引を行っております。	福岡靖之氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の支店長、大日本塗料株式会社の常勤監査役を歴任されており、それらの豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、当社は、社外監査役の独立性について金融商品取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし合わせ、同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、同氏を独立役員として指定しております。
斉藤卓美		斉藤卓美氏は、元・三菱重工工業株式会社執行役員海外戦略本部長であり、当社は同社と包括的な資本・業務提携関係にあります。	斉藤卓美氏は、長年にわたる三菱重工グループにおける産業車両部門等での業務執行および取締役・執行役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門の見地から監査役としての役割を果たして頂けるものと期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、各事業年度における会社業績及び個人の経営に対する貢献度を適正に反映させることを基本方針とし、基本報酬と業績連動報酬により構成しております。業績連動報酬は、年次インセンティブとして、当該事業年度の連結業績等を主な指標として算出した賞与を支給し、長期インセンティブとして、株式報酬型ストックオプションを支給しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的に、社外取締役を除く取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役それぞれの人数とそれぞれの合計金額を開示しております。

【報酬の額】

第116期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりです。

取締役 8名 176百万円

監査役 6名 42百万円

(注)

1. 上記支給人員及び報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役2名、監査役1名を含めております。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与(取締役5名 48百万円)として引当金を計上した金額を含んでおります。
3. 上記の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額(取締役5名 8百万円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法】

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、当社グループの持続的な業績向上と企業価値増大を目的として、会社業績及び個人の経営に対する貢献度を報酬に適正に反映させことを基本方針とし、取締役の職務執行に対するモチベーションの向上を図るとともに、株主との価値の共有を意識した報酬体系としております。

現金報酬として、前年度の個人業績を反映させた毎月の定額報酬と前年度の経営指標に基づく短期インセンティブである賞与を支給しております。また、自社株報酬として、中長期インセンティブである株式報酬型ストックオプションを支給しております。なお、社外取締役には、その独立・中立の立場を鑑み、相応の固定報酬を支給しております。

取締役会は、取締役社長が、上記基本方針に基づき社外のコンサルタント会社からの情報等を得た上で作成した報酬体系及び考慮要素等報酬決定の基準について、取締役社長の説明を踏まえて審議し、取締役社長は、取締役会の承認を経た基準に基づき、個々の取締役の報酬を決定しております。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、職位に応じて定められた定額の基本報酬と経営環境を勘案した報酬額を、監査役の協議により決定しております。なお、平成27年7月支給分より完全固定報酬に移行することを、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、総務部が社外取締役の業務を、監査役室が社外監査役の業務を支援する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要】

1. 当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。また、執行役員制度を採用しており、業務執行機能と経営監視機能との分離を図っております。
2. 取締役社長及び役付執行役員を構成員とし、常勤監査役が出席する経営会議を毎週1回開催し、取締役会に付議する事項を含む業務執行全体について審議・意思決定を図っております。
3. 取締役・執行役員が職務執行の一環として開催する重要な会議に常勤監査役が出席すること、及び常勤監査役が各部署の月次報告等を閲覧することをそれぞれ保証するとともに、常勤監査役の取締役・執行役員・使用者からのヒアリングの機会を確保しております。更に定期的に取締役社長と全監査役との意見交換の場を設けるとともに、内部監査部門・コンプライアンス推進部門から全監査役への報告も定期的に行っております。
4. 会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、金融商品取引法及び会社法に基づく監査を受けております。監査役は会計監査について、有限責任監査法人トーマツより監査終了時に報告を受けているほか、必要に応じて随時情報交換を行い、また、原則として、四半期に1回、会計監査人との定例会議を開催するなど、相互の連携を高めております。

【取締役会等の各機関の概要】

1. 取締役会

1.1 取締役会の主な役割・責務

取締役会は、持続的な成長・企業価値の向上に資する中長期的な経営戦略を担う機関と位置付け、大局的見地から次に掲げる事項の決定と経営監督を行っております。

- (1)法令または定款に定められた事項
- (2)株主総会の決議により委任された事項
- (3)重要な業務執行に関する事項

1.2 取締役会の構成

取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定を実現すべく取締役10名以内とし、取締役の内複数名は当社の独立性基準を満たす独立社外取締役で構成します。また、取締役会は、取締役の知識・経験・専門性のバランスを考慮し、多様性を確保いたします。

2. 監査役会・監査役

2.1 監査役会の主な役割・責務

監査役会は、社外監査役の独立性と常勤監査役が保有する情報収集力を有機的に組み合わせて監査の実効性を高めるとともに、社外取締役との連携を確保し、情報の交換及び認識の共有を図ります。

2.2 監査役の主な役割・責務

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として会社の監督機能の一翼を担い、取締役の職務の執行を監査することにより、企業価値創出を実現し、社会の信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負います。この責務を通じ、監査役は当社の意思決定の透明性・公正性を担保するとともに、取締役による経営判断の原則に則った迅速・果断な意思決定を可能とする環境整備に努めます。

3. 経営会議

3.1 経営会議の主な役割

経営会議は、機動的・効率的な業務執行に資するため、取締役会に付議する事項を含む業務執行全体について審議・意思決定を行います。

す。

3.2 経営会議の構成

取締役社長、役付執行役員で構成しております。常勤監査役は、経営会議に出席して、適宜意見を述べます。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】

監査役室を設置し専任スタッフ1名を配置しております。また社外監査役を3名選任しているほか、経理・財務・経営企画に関する業務経験が豊富な監査役を選任しております。

【非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約の概要】

当社は非業務執行取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、損害賠償責任の限度額はその在職中に職務遂行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額に、当該社外取締役及び社外監査役が、会社から会社法第238条第3項各号の内容の新株予約権を引き受けた場合における、当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額との合計額であります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は平成25年4月に三菱重工業株式会社から事業を承継し、バッテリー式フォークリフトに加えてエンジン式フォークリフトも製造する、総合的なフォークリフトメーカーになりました。当該承継により事業規模は大幅に拡大したものの、フォークリフトを柱とする基本的な事業構造に変化はないことから、事業承継以前の体制を維持した上で、各部門の強化に努めることが、継続的な事業価値の向上及び株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など会社を取り巻くステークホルダー全体の利益に資すると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の3営業日前に発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英訳版を当社グローバルサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けの決算説明会を半期に1回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報に各種IR資料(決算説明会資料、決算情報、決算以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知等)を掲載しております。 (http://www.nmf.co.jp/investor/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの企業理念に掲げた精神のもと、企業倫理および遵法精神に基づく企業活動を通じ、社会的責任を果たすとともに、当社グループの持続的・継続的な発展を図ることを目的として策定した、当社の役員及び社員が遵守すべき行動指針である「ニチュ三菱フォークリフトグループコンプライアンス行動指針」において、株主・投資家、お客様、取引先、社会及び社員等のステークホルダーとの関係を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、経営方針(4つの約束)のひとつに、社会への約束として「健全な企業活動を通じて、グローバルな視点で地球環境の保全に努め、地域社会の継続的な発展に貢献します」を掲げ、環境に配慮した製品を世に送り出すことを通じて、地球環境の保全と調和に貢献したいと考えております。環境活動への取組みは、毎年、環境レポートとしてまとめ、当社ホームページにおいて開示しております。 (http://www.nmf.co.jp/environmental/)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令に従い、2018年2月8日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しております。この取締役会決議の概要は次のとおりです。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1.1 当社グループの法令順守、企業倫理の浸透を図るため、当社取締役会の決議により定めた「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を役員らの行動規範としてこれを順守する。
 - 1.2 当社に於いては原則として月1回、全取締役・全監査役出席の下、取締役会を開催し、経営方針、年度計画、組織変更などの重要事項について決定する。また必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。取締役会等を設置している子会社については、定期的に取締役会等を開催し、重要事項を決定する。
 - 1.3 当社に於いては社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社の経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
 - 1.4 当社に於いては原則として週1回、全常勤取締役ならびに役付執行役員が出席し、全常勤監査役が陪席して開催する経営会議を設置し、日常の業務執行状況の監視ならびに迅速且つ適正な意思決定等を図る。また、子会社に於いても、取締役と幹部社員が出席して定期的に開催する経営会議を設置する。
 - 1.5 財務報告の信頼性を確保するために、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備・構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
 - 1.6 子会社を内部監査部門の監査対象とし、当社グループの業務の適正を図る。
 - 1.7 内部通報システムとして当社グループの使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置し、当社グループの法令順守上、疑義のある情報の入手に努めコンプライアンス経営に反映する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定ならびに職務執行等の際に作成した取締役会議事録、経営会議議事録ならびに稟議書等の重要な文書や情報は、管理本部担当執行役員が承認した文書保存、情報管理に関する規程ならびに業務分掌を定めた規程に基づき当該会議等を主管する部門が保存・管理し、取締役、監査役の閲覧に備える。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 3.1 当社グループのリスク管理の方針、体制等について定める「グループリスク管理規則」に基づき、当社グループのリスク管理体制および運営を整備し、当社のリスク管理委員会において、当社グループの重大リスクを統括的に管理する。
 - 3.2 当社グループの組織横断的ならびに部署固有のリスク対策として個別規程、マニュアル、手順書等を整備し、運用を図るとともに、教育・研修等を実施し、リスク管理を行う。
 - 3.3 当社グループにおいて重大なリスクが顕在化した場合には「危機管理規則」に従い報告・情報伝達を行うとともに必要な体制を編成し、当社グループの損失の極小化を図る。
4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 4.1 当社は取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、基本的に執行役員が業務執行を行い、執行役員に担務を設定し、職務執行の分担を図る。
 - 4.2 当社および子会社の取締役および当社の執行役員の職務執行の効率化を支える統制環境を確保するため、当社グループに於いて組織、業務分掌、職務権限、決裁基準等を定めた経営に関する基本規程を定め、更に下位規程類の整備を推進し、効率的な業務推進体制を構築する。
 - 4.3 当社グループの業務全般において、情報セキュリティ面の一層の強化を図りながら、IT化を推進し、職務執行の効率化を図る。
5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 5.1 「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」に基づき法令、定款、ならびに社会規範順守の啓蒙を継続して行い、当社グループの全使用人の行動規範として、徹底を図る。
 - 5.2 当社の全部門長で構成するコンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、全社のコンプライアンス施策に関する立案、情報の共有、展開を図ると共に、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を推進する。
 - 5.3 子会社に於いてもコンプライアンス委員会を設置、定期的に開催し、コンプライアンス施策に関する情報の当社グループでの共有、展開を図ると共に、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を推進する。
 - 5.4 内部監査部門が、コンプライアンスの観点から、内部監査により当社グループの業務運営の状況を把握し改善のための提言を行う。
6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 6.1 経営会議等において担当執行役員より週間報告によって、子会社の状況報告を行う。
 - 6.2 当社取締役と子会社の社長が出席し定期開催する報告会や、当社取締役等と子会社の各部門責任者が出席する実務レベルの定期会議において必要な報告を行う。
 - 6.3 「グループ会社管理規則」を制定し、子会社の規模等に応じた個別具体的な決裁・報告基準を設定し、この基準に基づき子会社から報告を行う。
7. 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 7.1 監査役職務を補助する専任の使用人を監査役室に配置する。
 - 7.2 補助使用人の経歴、能力等を考慮し、選任する。
 - 7.3 監査役室配属の使用人の人事考課については監査役との協議で行い、人事異動は監査役会の事前同意を得ることとする。
8. 当社の監査役への報告に関する体制
 - 8.1 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - a) 取締役が職務執行に当たって開催する重要な会議に監査役が出席することを保証し、監査役が重要な情報に直接触れる機会を確保する。
 - b) 監査役に各部門の月次報告等の閲覧を保証する。
 - c) 監査役が取締役・使用人からのヒアリングの機会を確保し、更に代表取締役と全監査役との間で意見交換を行う。
 - d) 会社の損失に繋がると思われる事件、事象等が発見された場合には、速やかに取締役から監査役又は監査役会に報告する。
 - 8.2 子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - a) 当社内部監査部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を開催し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告すると共に、監査役が陪席する経営会議等において週間報告により担当執行役員から子会社の状況報告を実施する。
 - b) 内部通報システムとして当社グループの取締役・使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置しており、内部通報システムの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査役に報告を行う。
9. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報に関する規程に、監査役への報告に関して不利な取扱いを受けないことを保証することを明記している。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 10.1 監査役の職務の執行に必要な年度予算を監査役室の年度予算として確保し、監査役会もしくは監査役の要請に沿って費用処理する。
 - 10.2 外部の専門家の活用や計画外の子会社往査等、監査役室の年度予算編成時に想定できなかった事態が生じた場合、当該事態に係る費用については監査役会もしくは監査役からの要請に基づき、会社負担として処理する。
11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 11.1 原則として月1度、社長・管理本部担当執行役員・内部監査部門長等で構成し、常勤監査役が出席する内部統制会議を開催し、内部統制に関する情報の共有を図る。
 - 11.2 定期的に監査役と会計監査人との意見交換を行う。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を定め運用するとともに、関係機関とも情報交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、上記1.に記載の内部統制システムの整備に関する基本方針に定めるとおり、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を定め運用するとともに、関係機関とも定期的に情報交換を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

社会情勢、経済情勢の変化に柔軟に対応できるような、体制を継続できるよう検討を続けていきます。